

※未成年者は様式25-2を使用してください。

「返還誓約書」を提出するにあたり、「返還誓約書」上で訂正（変更）又は新規に追加した内容を届け出ます。

追加はできません。
加を行ってください。

に記入した個人情報および本人の奨学金に関する情報は、機関の奨学金支給事務、奨学金返済（返還義務を含む）及び在籍する学校での授業料等の公費減免のために利用されます。利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的・利用には利用されません。機関保証人及び保証人については、機関が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報（返還履歴）に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあてた人の情報の提供はされます。

I この様式について

(1) この様式は「返還誓約書」の提出にあたり、**印字された事項を訂正(変更)する場合又は新規に情報を追加する場合**に使用します。(成年者用)

次の場合には使用できませんのでご注意ください。

- ① 「返還誓約書」の**署名・押印のみの訂正**
⇒この様式の提出は必要ありません。
- ② 「返還誓約書」の**奨学生本人の氏名・フリガナ・性別・生年月日**の訂正
⇒別途手続きが必要です。学校窓口に出してください。
他の訂正のためにこの用紙を使用する場合、本人記入欄は訂正後の正しい内容を記入してください。
- ③ 「返還誓約書」提出後の住所や人物の変更の届出
⇒この様式ではありません。学校窓口に出してください。
- ④ 誓約日時点で奨学生本人が未成年の場合
⇒誓約日時点で未成年の場合は、様式25-2を使用してください。

(2) この様式の記入に、鉛筆、消せるボールペンは使用できません。
記入を誤った場合は、原則訂正せず、新たな用紙で再作成してください。

(3) 連帯保証人・保証人の「住所」は、印鑑登録証明書に記載の住所と同一です(住民票の確認は不要です)。

II 訂正方法の取り扱い

「返還誓約書」上での主な訂正方法は以下のとおりです。

不明な点がありましたら、学校窓口までお問い合わせください。

訂正(変更)内容	訂正方法
本人欄の訂正	本人欄については表面の注意書を参照
連帯保証人・保証人等の人物変更	「返還誓約書」の印字を二重線で訂正（訂正印は押印欄と同じ印）し、署名押印欄に新たな人物が署名押印。この様式の本人欄及び変更する人物の欄を記入（本人欄については表面の注意書を参照）。変更する人物の欄は全て記入。
連帯保証人・保証人等の氏名訂正(変更)	「返還誓約書」の印字を二重線で訂正（訂正印は押印欄と同じ印）し、当該人物の署名押印欄に正しい（訂正後の）氏名で署名押印。この様式の本人欄及び氏名訂正した人物の欄を記入（本人欄については表面の注意書を参照）。訂正する人物の欄は全て記入。
印字されていない人物・項目の追加	「返還誓約書」の印字されていない部分に当該人物が直接記入し、署名押印（奨学生本人、本人以外の連絡先は押印不要）。この様式の本人欄及び印字されていない部分がかった人物の欄を記入（本人欄については表面の注意書を参照）。追加する人物の欄は全て記入。
上記以外の項目の訂正(変更)	返還誓約書の印字を二重線で訂正（訂正印は押印欄と同じ印。ただし、奨学生本人、本人以外の連絡先(機関保証)は訂正印不要）の上、この様式の本人欄及び訂正があった人物の欄を記入（本人欄については表面の注意書を参照）。 ただし、本人の氏名、フリガナ、性別、生年月日の訂正は別途手続きが必要。

※「続柄」欄には奨学生本人から見た具体的な続柄を記入し、次のコード表の対応する数字（3桁）を

--	--	--

に記入してください。

続柄	コード
父	111
母	211
兄弟	321
姉妹	323

続柄	コード
祖父	421
祖母	423
おじ	431
おば	433

続柄	コード
甥	435
姪	437
いとこ	441
子	411

続柄	コード
その他 (4親等以内)	443
その他 (知人等)※	491

※義父母・離婚した父母等を保証人に選任する場合は「その他(知人等)」の取扱いとなりますので、「義父」「離婚した父」等と続柄欄に記入したうえで、コード「491」と記入してください。

III 連帯保証人・保証人の選任条件

(1) 連帯保証人…次の条件すべてに該当する必要があります。

- ①奨学生本人の父母。父母がいない等の場合は、奨学生本人のおじおば・兄弟姉妹等の4親等以内の親族であること。
- ②返還誓約書に印字された誓約日時点で未成年者でないこと。
また、返還誓約書の提出後に連帯保証人を変更する場合は、その届出日現在で未成年者でないこと。
- ③学生でないこと。
- ④奨学生本人の配偶者（婚約者を含む）でないこと。
- ⑤債務整理中（破産等）でないこと。
- ⑥貸与終了時（貸与終了月の末日時点）に奨学生本人が満45歳を超える場合、その時点で60歳未満であること。

(2) 保証人…次の条件すべてに該当する必要があります。

- ①奨学生本人及び連帯保証人と別生計であること。
- ②奨学生本人の父母を除く、おじおば・兄弟姉妹等の4親等以内の親族であること。
- ③返還誓約書に印字された誓約日時点で65歳未満であること。
また、返還誓約書の提出後に保証人を変更する場合は、その届出日現在で65歳未満であること。
- ④返還誓約書に印字された誓約日時点で未成年者でないこと。
また、返還誓約書の提出後に保証人を変更する場合は、その届出日現在で未成年者でないこと。
- ⑤学生でないこと。
- ⑥奨学生本人または連帯保証人の配偶者（婚約者を含む）でないこと。
- ⑦債務整理中（破産等）でないこと。
- ⑧貸与終了時（貸与終了月の末日時点）に奨学生本人が満45歳を超える場合、その時点で60歳未満であること。

※連帯保証人の①については貸与予定総額の返還を、保証人の②③については貸与予定総額の2分の1の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる者に代えることができます。要件等は機構ホームページ掲載の『貸与奨学生のしおり』を参照してください。
 ※保証人には、「分別の利益」等が適用されます。（連帯保証人には適用されません）